平成２２年（フ）第５２号
富山市藤木1985番地１
破産者　藤井　伸吾
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
長野県諏訪郡下諏訪町5598番地山田アパート２階、住民票上の住所長野県岡谷市304番地18
破産者　今井　一郎
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第７６６号
岐阜県各務原市尾崎北町２丁目29番地、前住所岐阜市朝霧町10番地２
破産者　髙橋　啓子
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２５号
愛知県岡崎市井田新町９番地13
破産者　曽根原　功
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
愛知県岡崎市緑丘３丁目17番地17　サニー緑丘102
破産者　山本　幸世（旧姓藤澤）
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
愛知県蒲郡市豊岡町下前田30番地１
破産者　内河　邦子
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７００号
京都市左京区一乗寺払殿町52番地　ハイマート一乗寺303号
破産者　萬谷　光則
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７７号
兵庫県淡路市柳澤戊２番地３
破産者　曾谷　栄子
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０７号
奈良市藤ノ木台１丁目６番８―308号、旧営業所所在地大阪市中央区北久宝寺町１―７―16―502
破産者　和田商会こと　和田　昭男
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９号
和歌山県西牟婁郡白浜町富田1500番地
破産者　畑本美貴男
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２９号
和歌山県田辺市下屋敷町37番地　西原ビル
破産者　尾崎　　実
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２０年（フ）第３２８号
山口県防府市大字向島165番地　松井マサヨ貸家、開始決定時の住所山口県防府市勝間３丁目６番37号
破産者　森岡産業こと　森岡　　晃
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
山口県防府市上天神町４番27号
破産者　近藤　勝英
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
山口県防府市岸津１丁目５番１号
破産者　田中　保男
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６９号
愛媛県松山市北条辻571番地１、開始決定時の住所愛媛県松山市中西外623番地２
破産者　砂本　妙子
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７０号
愛媛県松山市北条辻571番地１、開始決定時の住所愛媛県松山市中西外623番地２
破産者　砂本　義則
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
福岡県久留米市本町３―３　ロータリービル301、住民票上の住所福岡県柳川市城南町59番地１，２
破産者　大森　正一
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第８９３号
熊本県宇城市松橋町曲野2161番地１
破産者　下田　俊二
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１９２号
熊本県天草市五和町御領12212番地
破産者　坂下　一文
１　決定年月日　平成22年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部